（技術開発調整官）

第二十九条　（略）

２　技術開発調整官は、地方整備局の行う入札及び契約に係る審査、企画及び立案、調整並びに苦情の処理に関する事務のうち技術的事項に係るもの（港湾空港部の所掌に属するものを除く。）並びに直轄事業に関する技術に関する研究及び開発についての企画及び立案並びに調整に関する事務（建設情報・施工高度化技術調整官の所掌に属するものを除く。）を整理する。

（工事品質調整官）

第三十一条　（略）

２　工事品質調整官は、次に掲げる事務を整理する。

一・二　（略）

三　公共工事に係る土木技術者の養成に関する事務（建設情報・施工高度化技術調整官の所掌に属するものを除く。）及び土木技術の向上に関する事務に関すること。

（震災対策調整官）

第三十二条　東北地方整備局の企画部に、震災対策調整官一人を置く。

２　（略）

（震災伝承推進官）

第三十三条　東北地方整備局の企画部に、震災伝承推進官一人を置く。

２　震災伝承推進官は、命を受けて、企画部の所掌事務のうち東日本大震災から得られた教訓の伝承に係る調査、企画及び調整に関する事務を整理する。

第三十四条・第三十五条　（略）

（削る）

（削る）

（削る）

（建設情報・施工高度化技術調整官）

第三十六条　企画部（北陸地方整備局及び四国地方整備局を除く。）に、建設情報・施工高度化技術調整官一人を置く。

２　建設情報・施工高度化技術調整官は、次に掲げる事務を整理する。

一　直轄事業に関する技術及び管理の改善に関する事務のうち、生産性の向上に関する技術の普及に関する事務であって、二以上の部に共通するものに関すること。

二　直轄事業に関する技術に関する研究及び開発についての企画及び立案並びに調整のうち、生産性の向上に関すること。

三　公共事業に係る土木技術者及び直轄事業に係る機械技能者の養成に関する事務のうち、生産性の向上に関すること。

四　直轄事業の機械技術の向上に係る企画及び立案並びに調整に関すること。

（建設産業調整官）

第三十八条　（略）

２　建設産業調整官は、命を受けて、建設産業に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（不動産業適正化推進官が整理するものを除き、東北地方整備局、関東地方整備局、北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局、中国地方整備局及び九州地方整備局にあっては、建設業適正契約推進官が整理するものを除く。）を整理する。

（技術開発調整官）

第二十九条　（略）

２　技術開発調整官は、地方整備局の行う入札及び契約に係る審査、企画及び立案、調整並びに苦情の処理に関する事務のうち技術的事項に係るもの（港湾空港部の所掌に属するものを除く。）並びに直轄事業に関する技術に関する研究及び開発についての企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

（工事品質調整官）

第三十一条　（略）

２　工事品質調整官は、次に掲げる事務を整理する。

一・二　（略）

三　公共工事に係る土木技術者の養成及び土木技術の向上に関する事務に関すること。

（震災対策調整官）

第三十二条　東北地方整備局の企画部に、震災対策調整官二人を置く。

２　（略）

（新設）

第三十二条の二・第三十二条の三　（略）

第三十三条　削除

第三十四条　削除

第三十五条　削除

（機械施工管理官）

第三十六条　企画部（北陸地方整備局及び四国地方整備局を除く。）に、機械施工管理官一人を置く。

２　機械施工管理官は、直轄事業の機械技術の向上に係る企画及び立案並びに調整に関する事務を整理する。

（建設産業調整官）

第三十八条　（略）

２　建設産業調整官は、命を受けて、建設産業に関する重要事項についての企画及び立案、調整並びに指導に関する事務（北陸地方整備局、中部地方整備局、近畿地方整備局及び九州地方整備局にあっては、建設業適正契約推進官が整理するものを除き、東北地方整備局、関東地方整備局及び中国地方整備局にあっては、建設業適正契約推進官及び不動産適正取引対策官が整理するものを除く。）を整理する。